

独立行政法人国際観光振興機構(JNTO) 寄附金交付金制度のご案内

1. JNTOの寄附金交付金制度とは

JNTOは“特定公益増進法人”に指定されております。

当機構を通じた国際会議への寄附は、“特定寄附金”として扱われ、寄附者は個人・法人に関わらず“課税優遇措置”を受けることができます。

※特定公益増進法人とは……

公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。

(国税庁 No.5283 特定公益増進法人に対する寄附：<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>)

2. 特定寄附金による所得控除と損金算入

1) 所得税控除(個人寄附者)

●特定公益増進法人への寄附

- 1) その年に支出した寄附金の合計額
2) その年の総所得金額の40%相当額
- } 低い方の金額から 2千円を引いた金額が控除対象

(国税庁 No.1150 一定の寄附金を払ったとき(寄付金控除) 3. 寄付金控除の控除額の計算方法：

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>)

※年収が1,000万円の個人の方の場合は、399万8千円までが所得税控除対象の上限

2) 損金算入額(法人寄附者)

◆ 一般寄附の場合

$$\{(資本金等額 \times 事業年度実数 / 12 \text{ か月} \times 2.5 / 1000) + (\text{所得額} \times 2.5 / 100)\} \times 1/4$$

(法人税法施行令第七十三条：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40SE097.html>)

例) 資本金1千万円、所得1億円の法人の場合(平成24年4月1日改正)

所得 1億円	
$\{(1 \text{ 千万} \times 12 / 12 \times 0.0025) + (1 \text{ 億} \times 0.025)\} \times 1/4$ =63万1250円【損金算入限度額】	課税対象(法人税は30%)

◆ 特定公益増進法人への寄附の場合

$$\{(資本金等額 \times 事業年度実数 / 12 \text{ か月} \times 3.75 / 1000) + (\text{所得額} \times 6.25 / 100)\} \times 1/2$$

(法人税法施行令第七十七条の二：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40SE097.html>)

例) 資本金1千万円、所得1億円の法人の場合

所得 1億円		
$\{(1 \text{ 千万} \times 12 / 12 \times 0.0025) + (1 \text{ 億} \times 0.025)\} \times 1/4$ =63万1250円【損金算入限度額】	$\{(1 \text{ 千万} \times 12 / 12 \times 0.00375) + (1 \text{ 億} \times 0.0625)\} \times 1/2$ =314万3750円【損金算入限度額】	課税対象 (法人税は30%)

63万1250円 + 314万3750円 = **377万5000円**が損金算入限度額となります

※損金算入限度額と特定寄附金の総額のいずれか少ない金額が損金に算入されます